様式第１号（第５条関係）

砺波市犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書

年　　月　　日

砺波市長　宛

申請者（支給対象者）

住所（申請時）  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（犯罪発生時）□申請時に同じ

氏名

生年月日　　　　　年　　月　　日生

連絡先

砺波市犯罪被害者等支援金の支給を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請及び請求します。

１　犯罪被害者の住所及び氏名

住所

氏名

２　犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係

□配偶者（事実婚含む。）　□子　　□父母　　□孫　　□祖父母　　□兄弟姉妹

※配偶者（事実婚含む。）以外の場合のみ　　生計維持関係　　□あり　　□なし

３　交付申請（請求）額

　　□３０万円（遺族支援金）□２０万円（遺族支援金）□１０万円（重傷病者支援金）

４　振込先口座

　　口座名義人（ふりがな）

　　金融機関名・支店名

　　種別・口座番号

５　支援金に関する確認事項

　　　他の地方公共団体から本支援金と同種の支援金を受給していません。

（他の第１順位遺族を含む。)

□　□　　当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時、犯罪被害者と加害者又は第１順位遺族と加害者は、３親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）にありません。

□　□　　当該犯罪行為において、犯罪被害者又は第１順位遺族による犯罪行為誘

　　　　発行為その他責めに帰すべき行為はありません。

□ □　　犯罪被害者又は第１順位遺族は、砺波市暴力団排除条例第２条第１号及び第２号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

６　当該犯罪行為による砺波市犯罪被害者等支援金受給の有無

□なし　　□あり

７　支援金の返還

支援金の支給後に、砺波市犯罪被害者等支援金支給要綱第９条第１項（支給決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合、同要綱第１０条の規定に基づき、支給を受けた支援金を速やかに返還します。

□はい　　□いいえ

８　支援金の支給に関する申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することについての同意の有無

□同意します　　□同意しません

９　支援金支給の審査のため、当該申請内容について、市が警察等関係機関へ照会を行うこと及び警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報を市に提供することへの同意

□同意します　　□同意しません

１０　申請手続を行う者（※申請者がやむを得ない理由により申請手続ができず、申請者に代わって申請手続をする場合のみ記載してください。）

やむを得ない理由

　　　　　　　　　　（代理申請者）住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　（署名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　連 絡 先

　　　　　　　　　　　　　　　　　支給対象者との関係

添付書類　該当する項目□に✓を付けてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | チェック欄 | 必要書類 |
| 必 要 書 類 | □ | 犯罪被害申告書（様式第２号） |
| □ | 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し |
| 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数(精神疾患である場合は、労務に服することができない日数)及び病名を明記したものに限る。） |
| □ | 申請者が犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等、住民基本台帳に記録をされずに市内に居住していた者は居住していたことが客観的に確認できる書類） |
| □ | 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書 |
| 該 当 す る 場 合 に 添 付 が 必 要 な 書 類 | □ | 申請者が犯罪被害者と事実婚の関係である場合 |
| 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等） |
| □ | 申請者が犯罪被害者の配偶者以外である場合 |
| 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第１順位遺族であることを証明することができる書類（戸籍の謄本又は抄本等） |
| □ | 申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族である場合 |
| 申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し等） |
| □ | 第１順位遺族が複数いる場合 |
| 遺族支援金の支給を受けるべき遺族が２人以上あるときは、砺波市犯罪被害者等支援金受給代表者決定申出書（様式第３号） |
| □ | 代理人による代理申請を行う場合 |
| 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状） |
| □ | その他市長が必要と認める書類 |